

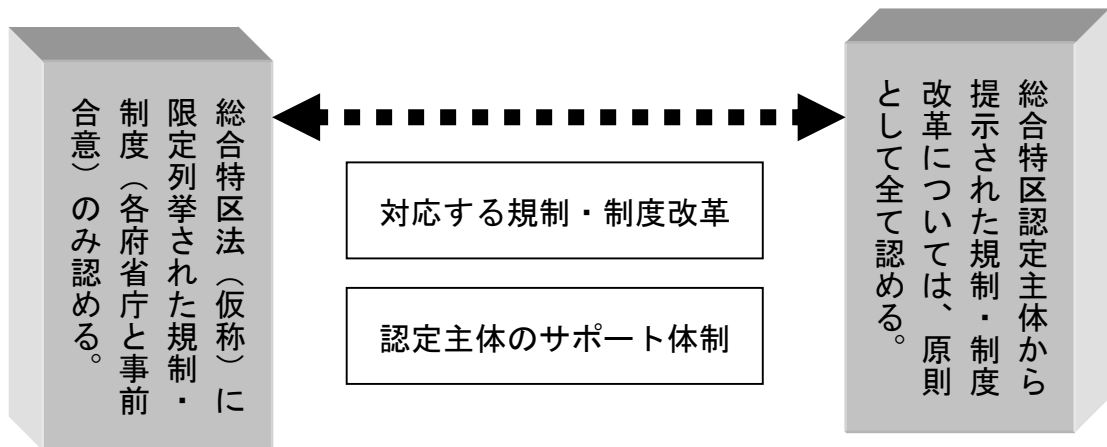
総合特区制度の骨子

1. 総合特区の認定要件

- (1) 総合特区の申請主体、目的が明確であり、特区対応が必要となる規制・制度改革リストが提示されていること。また、その目的は日本の抱えている政策課題の解決に取り組むものであること（包括性、戦略性）。
- (2) 申請主体自身（自治体等）が、総合特区の目的達成のためにリソース（財源、人材、施策等）を投入しているなど、目的の実現可能性が高いこと（必然性、本気度）。

2. 認定総合特区に対する政府の対応（包括性、戦略性、必然性、本気度）

- (1) 政府としての目的の明確化と選択
- (2) 規制・制度改革リストへの対応



(3) 政府としての財政的支援（税制改正 P T への提言内容）

総合特区制度における税制優遇を受けるための条件または義務を果たしている対象者（企業・事業者、地方公共団体・各種団体等）に対して、所得控除、税額控除、特別償却等の選択適用及び研究開発税制による法人税等の特例を与える。さらに、総合特区の対象施策・事業等に対して、企業・個人等が資金・資産等を寄付した場合の所得控除や税額控除等を行う。